

内職求人登録からあっせんまでの流れ

①内職相談への来庁

内職相談実施日に市役所3階、市民相談室へ来庁してください。（事前に電話でご連絡をいただけるとスムーズです。）

事業所名・所在地・内職の内容・工賃・支払日・条件などを伺います。来庁される際に見本を持参してください。（求職者へ委託内容が伝わりやすくなります。）

「求人票」をお渡します。訪問の際に引き取りますので、必要事項の記入をお願いします。

②事業所訪問

内職相談員と商工観光課職員が事業所に訪問し、事業内容や委託条件等の確認をします。

「求人票」を受け取り、決裁後、「求人登録票」をお渡しします。（内職求人登録完了）※内職求人登録までは概ね2週間程度要します。

③内職者のあっせん

内職相談に来庁した求職者で、条件の合う方へ「内職あっせん状」を交付します。

求職者から直接事業所へ連絡があります。

内職の条件などを話し合い、委託するかどうか決めてください。